

協議第13号

「地域審議会・地区協議会の取扱い」について

「地域審議会・地区協議会の取扱い」について、下記のとおり提案します。

平成21年1月28日提出  
佐世保市・江迎町・鹿町町合併協議会  
会長 朝長 則男

記

現在の江迎町、鹿町町の区域に、市町村の合併の特例等に関する法律（平成16年5月26日法律第59号）第22条の規定に基づく地域審議会を設置する。

設置期間は、平成22年4月1日から平成23年5月2日までとする。

なお、地域審議会の設置期間終了後も地域の意見反映のため、地区協議会を設置することができる。

地域審議会の内容については、別紙「地域審議会の設置に関する事項」のとおりとする。

## 【別紙】

### 地域審議会の設置に関する事項

市町村の合併の特例等に関する法律第22条の規定に基づき、江迎町、鹿町町の区域に地域審議会を置く。

なお、地域審議会の名称・役割等については次のとおりとする。

#### 1 目的

合併によって江迎町、鹿町町地域の住民の意見が新市にどのように反映されるのか、地域コミュニティがどうなるのかといった、合併協議の中での意見を踏まえて、新市に地域の意見を反映できる仕組み及び、従来の地域コミュニティを尊重し地域の中で解決できる課題を検討する仕組みとして、江迎町、鹿町町の区域に地域審議会を設置する。

#### 2 名称

江迎地域審議会

鹿町地域審議会

#### 3 所掌事務（役割）

(1) 市長の諮問に応じ意見を述べること。

ア まちづくり計画（新市基本計画）の変更

イ その他市長が必要と認める事項

(2) 必要に応じ市長に意見を述べること。

ア まちづくり計画（新市基本計画）の執行状況

イ 各種構想、計画の策定及び変更

ウ 住民の行為が規制される地域の指定

エ 公共施設の設置及び管理運営

オ 福祉、廃棄物処理、消防等の生活関連サービス

カ その他地域の振興に関する事項

(3) 地域の重要課題について住民の意見を集約し、市長に提言する。

(4) 地域審議会の設置期間終了後の地域の意見の反映方策について検討し、市長に提言する。

#### 4 定数

江迎地域審議会 10名以内

鹿町地域審議会 10名以内

#### 5 委員

合併の日の前日に、江迎町議会議員、鹿町町議会議員であった者及び各種団体の代表や学識経験者等の中から、江迎町長、鹿町町長より推薦を受けた者

#### 6 審議会の開催

- (1) 審議会には、会長、副会長を置き、委員の互選により定める。
- (2) 審議会は、定例会のほか必要に応じ開催できる。
- (3) 審議会の開催日数は、活動計画を策定したうえで定めるものとする。
- (4) 審議会は部会を設けることができる。
- (5) 部会は、所期の目的を達成するために独自に調査・研究活動を行うことができる。
- (6) 審議会には、必要に応じ関係者の出席を求めることができる。

#### 7 設置期間

平成22年4月1日から平成23年5月2日まで

#### 8 委員報酬

佐世保市特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の附属機関委員(その他)の規定による日額を支給する。

#### 9 事務局

江迎、鹿町地域に設置される江迎、鹿町行政センター(仮称)において担当する。

#### 10 審議会の公開

会議は、原則公開とする。

#### 11 地域審議会の設置期間終了後の地域の意見反映

- (1) 地域審議会の設置期間終了後(平成23年5月3日以降)も、地域の意見反映のため地区協議会を設置することができる。設置期間は、まちづくり計画(新市基本計画)の期間以内とする。
- (2) 地区協議会の設置のあり方については、地域審議会で検討し、市長に提言する。

# 地域審議会の役割と組織体系のイメージ(今回提案)

